

京都市障害者施策推進審議会の役割について

1 京都市障害者施策推進協議会の改正経過

障害者基本法の一部改正に伴い、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たり、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならない」とこととされた。これを受け本市では、平成24年5月市会定例会において、京都市障害者施策推進協議会条例の一部改正を行い、「京都市障害者施策推進協議会」を「京都市障害者施策推進審議会」に組織改正を行うとともに、審議会機能の充実を図ることとした。

2 改正の内容

- (1) 組織名称を「京都市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）」から「京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）」に変更
- (2) 本市の施策への障害のある方等の更なる参画を促進するため、委員定数の上限を「25名以内」から「35名以内」に拡大し、
 - ・障害当事者（家族を含む）の委員を様々な障害種別から選出のうえ増員
 - ・新たに、市民の中から公募等により委員を選出

3 審議会委員の選任

学識経験者、障害当事者（家族を含む）及び障害福祉関係団体から34名の方を審議会員として選任し、2年間の任期で就任いただいた（参考1）。

※前委員の任期が6月25日をもって終了となるため、新委員の任期は6月26日からの起算となる。

＜委員総数と障害当事者（家族を含む）の委員数＞

	協議会 (平成24年6月25日時点)	前回の審議会 (平成26年6月25日時点)	今回の審議会 (平成26年6月26日以降)
委員総数	22名	34名	34名
うち障害当事者 (家族を含む)	6名	17名	18名

4 審議会の処理・審議事項（京都市障害者施策推進審議会設置要綱 第2条）

- (1) 本市における障害者計画の策定及び変更に関する事項の処理
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策に関する実施状況の監視
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整をする事項の調査審議